

## 落札後の注意事項

### ■権利移転手続き

入札終了後、落札者には、落札した物件の権利移転に必要な手続などをメールでお知らせしますので、メールの確認後、以下を参考に権利の移転手続を行ってください。なお、不明な点は公売担当までお問い合わせください。

### ■必要な費用

動 産	・落札価額－公売保証金額
自動車	・落札価額－公売保証金額 ・自動車検査登録印紙相当額
不動産	・落札価額－公売保証金額 ・登録免許税相当額

※必要な費用のうち、「落札価額－公売保証金額」は、一括で納付してください。また、買受代金の納付期限までに、室蘭市が納付を確認できなければ、権利の移転手続ができません。

※上記以外に必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

### ■必要な書類

- 必要な書類の一部は、[室蘭市ホームページ](#)からダウンロードできます。

動 産	①室蘭市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの ②住所証明書～落札者が法人の場合：商業登記簿謄本 落札者が個人の場合：住民票・運転免許証など ③送付を希望する場合は「送付依頼書」など ④保管を希望する場合は「保管依頼書」など
自動車	①室蘭市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの ②住所証明書～落札者が法人の場合：商業登記簿謄本 落札者が個人の場合：住民票など ③所有権移転登録請求書 ④自動車保管場所証明書 ⑤移転登録等申請書【第1号様式(OCRシート)】など ⑥自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 ⑦郵便切手1,500円程度 (ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が北海道運輸局室蘭運輸支局以外の場合のみ)

不動産	①室蘭市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの ②住所証明書～落札者が法人の場合：商業登記簿謄本 落札者が個人の場合：住民票など ③所有権移転登録請求書 ④登録免許税相当額の収入印紙 ⑤共有合意書（共同入札の場合のみ） ⑥権利移転の許可書又は届出受理書（農地の場合） ⑦郵便切手 1,500 円程度
-----	--

※上記書類は、買受代金の納付期限までに、室蘭市へ提出してください。郵送による提出の場合は、配達記録にて送付してください。

## ■物件の権利移転について

動 産	①直接引渡の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。</li> <li>・引渡しが室蘭市市税課債権管理係以外の場合は、売却決定通知書を交付しますので、指定の引渡場所で保管人に提示し、落札した物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。なお、室蘭市の担当者は同行しません。</li> </ul> ②宅配便などで引き取る場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認し、公売物件を発送いたします。なお、送料等は落札者の負担となります。また、公売物件が美術品などで特別な方法を希望する場合は、あらかじめ相談してください。</li> </ul>
自動車	①権利移転手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市は、買受代金の納付期限までに納付を確認した場合、必要書類の提出をもって権利移転の登録を行います。</li> </ul> ②直接引渡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。室蘭市が代金納付を確認した後、売却決定後（原則として入札終了日の7日後）から、引取りが可能です。買受代金の納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。</li> </ul> <p>※詳細は落札後に御案内のメールを送付します。</p>
不動産	①権利移転手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭市は、買受代金の納付期限までに納付を確認した場合、必要書類の提出をもって権利移転の登記を行います。</li> <li>・登記の完了まで、1週間程度の期間を必要とします。</li> </ul> <p>※なお、室蘭市は不動産登記上の所有権移転登記を以って引渡しとするので、建物の明渡しなど、実際の引渡しは行いません。</p>

※自動車は、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合は、落札者が「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

## ■落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いまたは公売物件の引取りをできない場合は、代理人が買受代金の支払い又は公売物件の引取りを行うことができます。

その場合、**委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑証明および代理人の本人確認書面が必要**となります。

※落札者が法人で、従業員の方が支払い又は引取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

## ■権利移転の時期

落札者が買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利が移転します。ただし、公売物件が農地の場合は都道府県知事などの許可などを受けた時点となります。

## ■重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。 したがって、その後に発生した財産の毀損、盜難および焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。
瑕疵（かし）担保責任	室蘭市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
引渡条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。
室蘭市の引渡義務	①「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合 室蘭市は「売却決定通知書」を落札者に交付することで、物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して物件の引渡しを受けてください。当該保管人が引渡しを拒否しても室蘭市は現実の引渡しを行いう義務を負いません。 ②公売物件が不動産の場合 室蘭市は不動産登記上の所有権移転登記を以って引き渡します。建物の明渡しなど、実際の引渡義務を行いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引継ぎなどは、すべて落札者自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、落札者が隣地所有者と行ってください。

<b>返品、交換</b>	引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品、交換をすることができません。
<b>保管費用</b>	買受代金の納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。
<b>落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合</b>	<p>①買受代金が納付されるまでに、公売物件にかかる差押徴収金の完納（滞納者が滞納税を全額納付したこと）の事実が証明された場合は、物件を買い受けることができません。この場合、納付した公売保証金は全額返還します。</p> <p>②買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てがあった場合は、引渡しなど公売の手続を一旦停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退することができます。辞退した場合は、納付した公売保証金を全額返還します。</p> <p>※公売保証金の返還には、4週間程度かかる場合があります。</p>

※公売物件が入札形式の不動産の場合で、最高価申込者が買受代金を納付しない場合は、次順位買受申込が落札者となります。

### 落札後の注意事項に関するお問い合わせ

お問合せ先	室蘭市 企画財政部 市税課 債権管理係（公売担当）
メールアドレス	nouzei@city.muroran.lg.jp
電話番号	0143-25-3177 （直通）
電話受付時間	平日 8 時 45 分から 17 時 15 分まで